

京都市訓令甲第 20 号

庁 中 一 般
 区 役 所
 看護短期大学
 事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市長 門 川 大 作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般
 区 役 所
 看護短期大学
 事 業 所

別表保健福祉局の款保健福祉部の項中「保健福祉部」を「障害保健福祉推進室」に改め、同項障害保健福祉課の目中「障害保健福祉課」を削り、同款子育て支援部の項児童福祉センターの目を次のように改める。

児童福祉センター	児童相談所相談課の保育士及び福祉施設指導員（一時保育業務に従事する職員に限る。）	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前11時30分から午後8時15分まで 午後1時から翌日の午前9時まで	1時間。 ただし、午前9時までの勤務については、4時間30分	4週間を通じて8日
	青葉寮長	午前8時30分から午後5時15分まで	一般職員に同じ	
	青葉寮の保育士及び福祉施設指導	交替に 午前7時30分から午後4時15分まで	1時間。 ただし、午前9時15分までの勤務	

員	午前8時15分から午後5時まで 午前8時30分から午後5時15分まで 午後1時15分から午後10時まで 午後1時15分から翌日の午前9時15分まで	については、4時間30分
青葉寮の心理職員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前11時から午後7時45分まで 午後1時15分から午後10時まで	一般職員に同じ

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与安全衛生課)